

「安衛法便覧」の活用ガイド

労働安全衛生に関する法令は多岐にわたり、内容も複雑でわかりづらいといわれています。法律・政省令・指針や通達・ガイドラインという枠組みの中で、省令をとっていても安衛則・有機則・特化則・石綿則など……、いろいろな分野にわたっています。安衛法の体系をまとめた法令集が『安衛法便覧』（以下「便覧」ともいう）です。

この冊子は、安衛法への理解がより深まる知識や「便覧」をより効果的にご活用いただくためのポイントなどを幾つかまとめたものです。労働安全衛生の実務に携わる方々に少しでもお役に立てましたら幸いです。

目次

1. 安衛法の基礎知識

- ・労働安全衛生法とは？…………… 1
- ・安衛法の構成と便覧の内容…………… 2
- ・労働安全衛生法の目的は何か？…………… 4
- ・労働安全衛生法の主語は誰か？…………… 5
- ・労働安全衛生法における他の用語の定義は？…………… 7

2. 法令をより理解するために

- ・法令のルール（組立て）を知る…………… 8
- ・法令のルール（どこの部分を指しているのか）を知る…………… 9
- ・法令のルール（用語）を知る…………… 10

3. 「安衛法便覧」の実践的な活用ポイント

- ・「安衛法」から「安衛令」「安衛則」への紐づけ…………… 11
- ・「安衛則」から「安衛法」への紐づけ…………… 12
- ・労働安全衛生法の罰則の有無が分かる…………… 13
- ・実際の運用は解釈例規まで見る必要がある…………… 14
- ・安衛法便覧Ⅱまで見ないと分からないものがある…………… 15
- ・安衛法便覧Ⅲ（主要行政指導通達）を活用する（その1）…………… 17
- ・安衛法便覧Ⅲ（主要行政指導通達）を活用する（その2）…………… 18

●安衛法の構成と便覧の内容

安衛法便覧は3分冊で構成されているが、第Ⅰ巻は法令編、第Ⅱ巻は法令・指針編、第Ⅲ巻は行政通達編となっている。

第Ⅰ巻の法令編では、「安衛法」と「政令」、「省令」の関係性が分かるようになっているだけでなく、関連告示、関連公示、解釈例規等が掲載されており、より実務的な内容まで網羅されている。

第Ⅱ巻では、第Ⅰ巻に収納しきれなかった省令や関係する労働法令、指針が掲載されている。

第Ⅲ巻の行政通達編では、平成元年以降の主要な行政通達（各種ガイドラインを含む）が掲載されている。

安衛法便覧 第Ⅰ巻（法令編）

(1)労働安全衛生法（全条文）

- ・労働安全衛生法の全体の把握

法体系に沿って構成されているので、調べたい条文が引きやすくなっています。

(2)労働安全衛生法（法と関連政令関係）

- ・労働安全衛生法の各条文

→（関連政令）労働安全衛生法施行令

→（関連省令）労働安全衛生規則

→ ・関連告示、関連公示、解釈例規、解説、判例

(3)労働安全衛生法施行令（各条文と解釈例規・関連省令）

(4)労働安全衛生法関係手数料令（各条文と解釈例規・関連省令）

(5)労働安全衛生規則（各条文）

- ・（関連政令）労働安全衛生法施行令

→ ・関連告示、関連公示、解釈例規、解説、判例

(6)その他の省令（各条文）

- ・ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、鉛則、四鉛則、特化則、高圧則、電離則、除染則、酸欠則、事務所則、粉じん則、石綿則

→ ・関連告示、関連公示、解釈例規、解説、判例

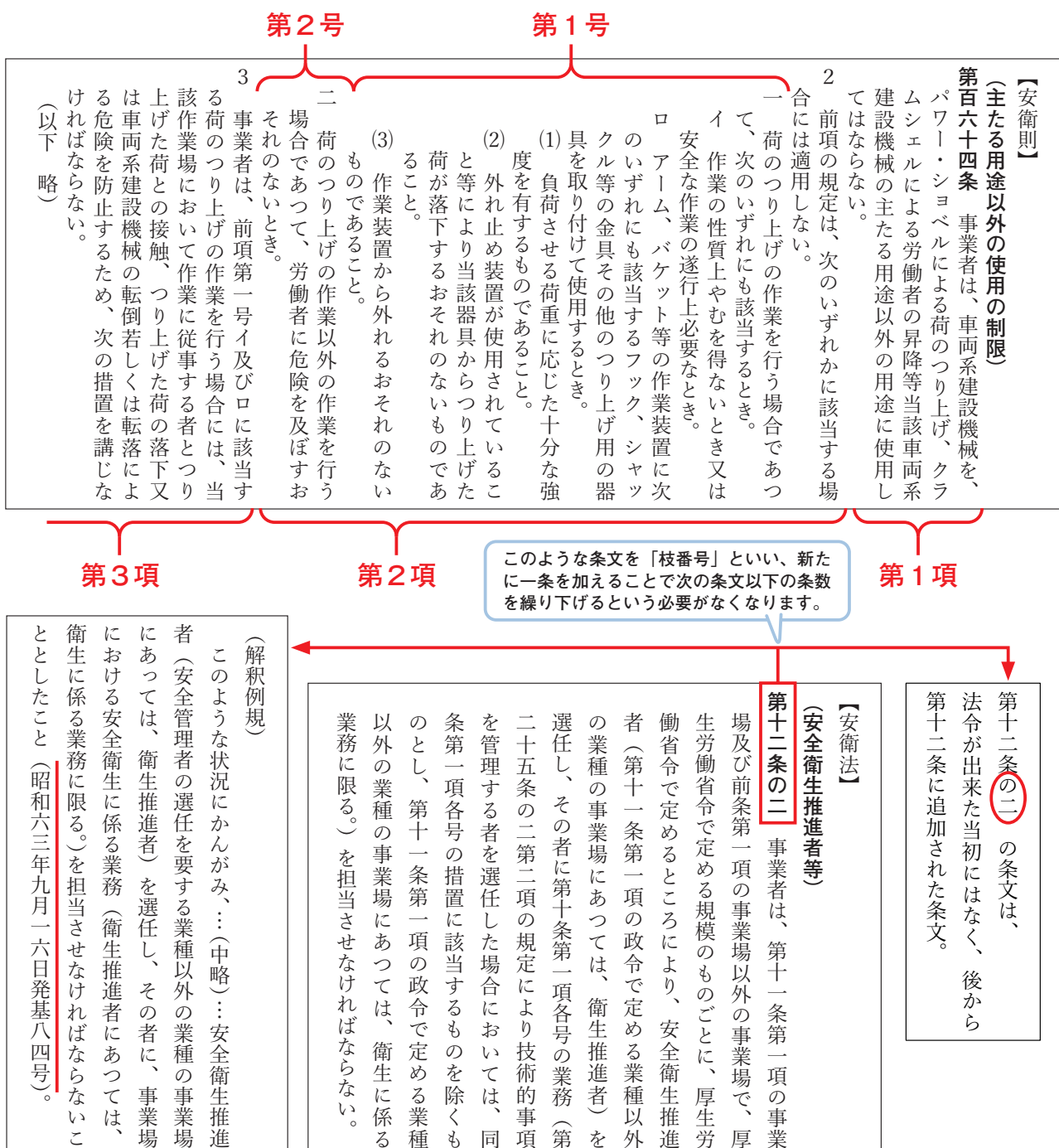
2. 法令をより理解するために

法令は一定のルールに基づいて組み立てられています。その組立方の基本をはじめ、法令の中にある特殊な言い回しや紛らわしい用語など、いざ問われるとなかなか正確には答えづらい事項についてわかりやすく解説をしました。

●法令のルール（組立て）を知る

法令の組立てにおいては、「条文」は「項」へと細分化されている。

更に細分化する場合は「号」となり、「イ、ロ、ハ」「(1)、(2)、(3)」と細分化されていく。なお、「第1項」には項番号は付けずに、「第2項」以下に「2」「3」と付け、「号」は「一」「二」「三」と番号を付ける。「号」以下については、主語、述語という関係ではなく、「体言止め」となっている。また、条の後に「の（数字）」は追加された条文だということが分かる。



3. 「便覧」の実践的な活用ポイント

ある安衛法の条文に関連する政省令の条文が「関連政令」や「関連省令」として同じページに掲載されており、それぞれのページをめくることなく参照できるなど、「便覧」を実践的に活用するためのポイントをご紹介します。

● 「安衛法」から「安衛令」「安衛則」への紐づけ

労働安全衛生法の条文に関係のある政令・省令が記載されている。労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則他の項をめくることなく、該当する条文を把握することができる。

労働安全衛生法 労働者の就業に当たつての措置（60条）

安衛法第60条の規定です。

同じページに関連政令として安衛令第19条が掲げられています。

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの		【安衛施行令】 第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一 建設業 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。 イ たばこ製造業 ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。） ハ 衣服その他の繊維製品製造業 ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。） 三 電気業 四 ガス業 五 自動車整備業 六 機械修理業	
【安衛則】 第四十条（職長等の教育）（抄） 2 法第六十条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。		【安衛則】 第四十条（職長等の教育）（抄） 2 法第六十条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。	
事項	時間	事項	時間
法第六十条第一号に掲げる事項	二時間	法第六十条第一号に掲げる事項	二時間
一 作業手順の定め方		一 作業手順の定め方	
二 労働者の適正な配置の方法		二 労働者の適正な配置の方法	
法第六十条第二号に掲げる事項	二・五時間	法第六十条第二号に掲げる事項	二・五時間
一 指導及び教育の方法		一 指導及び教育の方法	
二 作業中における監督及び指示の方法		二 作業中における監督及び指示の方法	
前項第一号に掲げる事項	四時間	前項第一号に掲げる事項	四時間
一 危険性又は有害性等の調査の方法		一 危険性又は有害性等の調査の方法	
二 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		二 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置	
三 設備、作業等の具体的な改善の方法		三 設備、作業等の具体的な改善の方法	
前項第二号に掲げる事項	一・五時間	前項第二号に掲げる事項	一・五時間

同じページに関連省令として安衛則第40条第2項が掲げられています。